

七飯町議会委員会条例の一部を改正する条例の概要

1 改正理由

本則の内容を章に区分し、併せて目次を付すとともに、委員会の傍聴については、これまで委員長の許可が必要であったものを原則公開とするほか、条例全般の文言の整理等を行うため、この条例を制定するものである。

2 改正内容

- (1) 本則の内容の共通する条文をまとめて章に区分し、章に区分したことに伴い、目次を付する。
- (2) 委員会の会議については、原則公開することとし、委員会の傍聴については、七飯町議会傍聴規則（平成13年議会規則第1号）の例による規定を設ける。
- (3) 常任委員及び議会運営委員の任期の起算日に関する規定がないことから、新たに設ける。
- (4) その他文言の整理を行う。

3 施行期日

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

七飯町議会委員会条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>○七飯町議会委員会条例</p> <p>第1条～第3条(略)</p> <p>(議会運営委員会の設置)</p> <p>第3条の2(略)</p> <p>2(略)</p> <p>3 前項の委員の任期については、前条の規定を準用する。</p> <p>(特別委員会の設置)</p> <p>第4条(略)</p> <p>2(略)</p> <p>3 特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。</p>	<p>○七飯町議会委員会条例</p> <p>目次</p> <p>第1章 通則 (第1条～第11条)</p> <p>第2章 会議及び規律 (第12条～第19条)</p> <p>第3章 公聴会 (第20条～第25条)</p> <p>第4章 参考人 (第25条の2)</p> <p>第5章 記録 (第26条)</p> <p>第6章 補則 (第27条)</p> <p>附則</p> <p>第1章 通則</p> <p>第1条～第3条(略)</p> <p>(常任委員の任期の起算)</p> <p>第4条 常任委員の任期は、選任の日から起算する。</p> <p>(議会運営委員会の設置)</p> <p>第4条の2(略)</p> <p>2(略)</p> <p>3 前項の委員の任期については、前2条の規定を準用する。</p> <p>(特別委員会の設置)</p> <p>第5条(略)</p> <p>2(略)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(委員の選任) 第5条 (略)</p> <p>2 常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長が会議に<u>諮つて</u>指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条(常任委員の任期)第4項の例による。</p> <p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(委員長及び副委員長がともにならないときの互選)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(委員長の議事整理、秩序保持権)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(委員長の職務代行)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(委員長、副委員長及び委員の辞任)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>第11条 <u>削除</u></p>	<p>(委員の選任) 第6条 (略)</p> <p>2 常任委員及び議会運営委員は、会期の始めに議会において選任する。ただし、第3条第2項の規定による改選の場合は、この限りでない。</p> <p>3 特別委員は、議会において選任し、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。</p> <p>4 常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長が会議に<u>諮つて</u>指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条第4項の例による。</p> <p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>委員長及び副委員長がともにならないときの互選)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(委員長の議事整理、秩序保持権)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(委員長の職務代行)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(委員長、副委員長及び委員の辞任)</p> <p>第11条 (略)</p>
	<p>第2章 <u>会議及び規律</u></p>

改正前	改正後
<p>(招集)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があつたときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。</p> <p>(定足数)</p> <p>第13条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第15条(委員長及び委員の除斥)の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。</p> <p>第14条 (略)</p> <p>(委員長及び委員の除斥)</p> <p>第15条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身に關する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害關係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があつたときは、會議に出席し、發言することができる。</p> <p>(傍聴の取扱)</p> <p>第16条 委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(秘密会)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の發議については、討論を用いないで委員会に諮つて決める。</p>	<p>(招集)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があつたときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。</p> <p>(定足数)</p> <p>第13条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ會議を開くことができない。ただし、第15条の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。</p> <p>第14条 (略)</p> <p>(委員長及び委員の除斥)</p> <p>第15条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身に關する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害關係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があつたときは、會議に出席し、發言することができる。</p> <p>(傍聴の取扱)</p> <p>第16条 委員会の會議は、これを公開する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、委員会の傍聴については、七飯町議會傍聴規則(平成13年議會規則第1号)の例による。</p> <p>(秘密会)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の發議については、討論を用いないで委員会に諮つて決める。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(出席説明の要求)</p> <p>第18条 委員会は、審査又は調査のため、町長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、<u>公平委員会の委員長</u>、<u>農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づき委員会</u>の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。</p> <p>第19条 (略)</p> <p>第20条～第25条 (略)</p> <p><u>(参考人)</u></p> <p>第25条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 参考人については、<u>第23条(公述人の発言)、第24条(委員と公述人の質疑)及び第25条(代理人又は文書による意見の陳述)</u>の規定を準用する。</p> <p><u>(記録)</u></p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(会議規則との関係)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(略)</p>	<p>(出席説明の要求)</p> <p>第18条 委員会は、審査又は調査のため、町長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、<u>農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づき委員会</u>の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。</p> <p>第19条 (略)</p> <p><u>第3章 公聴会</u></p> <p>第20条～第25条 (略)</p> <p><u>第4章 参考人</u></p> <p>第25条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 参考人については、<u>前3条</u>の規定を準用する。</p> <p><u>第5章 記録</u></p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>第6章 補則</u></p> <p>(会議規則との関係)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(略)</p>

